

匿名感染症関連情報データベース（iDB）の第三者提供 Q&A

令和7年4月版

はじめに

以下の質問については、「匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の第三者提供 よくあるご質問（FAQ）」
（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/reseputo/index.html）
をご参照ください。

【申出手続きに関するご質問】、【手数料に関するご質問】、【審査承諾後の手続きに関するご質問】、
【利用場所、セキュリティに関するご質問】、【変更申出の手続きに関するご質問】、【公表、利用終了の手続きに関するご質問】

また、データに関するご質問は、データマニュアルもご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001342144.pdf>

データに関するご質問

1	Q	どの感染症が提供対象の感染症になるか。
	A	令和6年4月時点で提供対象となる感染症は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする。）のみです。
2	Q	どの期間が提供対象となる期間になるか。
	A	2020（令和2）年2月3日～2023（令和5）年5月7日までのデータが提供対象です。詳細はデータマニュアルをご参照ください。
3	Q	提供データは、どのようなタイミングで格納されるか。
	A	提供予定のCOVID-19に関するデータは、2023年5月7日までに届けられた発生届及び日次報告の情報が格納されており、今後、新たに格納されるデータはありません。詳細は説明資料をご参照ください。
4	Q	どのような属性の方のデータが格納されているか。
	A	COVID-19において発生届が提出された者の情報及び日次報告の情報が格納されています。詳細は説明資料やデータマニュアルをご参照ください。
5	Q	HER-SYSが構築される前に、NESIDに登録された情報は提供対象の範囲になっているか。
	A	iDBは、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に格納されていたデータが基となっておりますが、HER-SYSが構築される前に、一部地方公共団体が感染症発生動向調査（NESID）経由で登録した情報も含まれます。
6	Q	My HER-SYSに登録されたデータは格納されているか。
	A	My HER-SYSに登録されたデータは提供対象外です。
7	Q	発生届の情報はいつ時点の情報か。
	A	原則、届出提出時点の情報が入力されています。提出後、保健所が把握した情報に基づき後日修正されている場合もあります。

8	Q	連結可能なデータベースは、どのようなものがあるか。
	A	2024年4月時点で連結可能なデータベースは「NDB」、「DPCDB」、「介護DB」です。 連結希望の場合は、必ず連結先DBの第三者提供窓口にもご連絡いただきますようお願いいたします。
9	Q	NDBや介護DBなどと連結する場合、どのようにすべきか。
	A	NDB、DPCDB、介護DBにはID4が格納されており、ID4を活用した連結が可能です。連結にあたっては、ガイドライン等に従って提供申出を行い、申出者様で連結を実施してください。 連結希望の場合は、必ず連結先DBの第三者提供窓口にもご連絡いただきますようお願いいたします。
10	Q	同一個人を一意に管理するためのキーとしては何が存在するか。
	A	「ID4」を用いて同一個人を一意に管理することが可能です。なお、ID 4 はカタカナ氏名、生年月日、性別を用いて生成されることをご理解の上、ご活用をお願いいたします。
11	Q	医療機関マスターの提供を受けることは可能か。
	A	医療機関マスターの提供は行っておりません。
12	Q	医療機関コードの提供を受けることは可能か。
	A	医療機関コードは提供できません。必要性が小委員会の審査で認められれば、匿名化処理済の医療機関コードは提供可能です。
13	Q	保健所コードマスターの提供を受けることは可能か。
	A	保健所コードマスターはe-govのWebページ（URL : https://data.e-gov.go.jp/data/dataset/mhlw_20170316_0002/resource/74788050-0c0b-4aaa-a1c1-b8e7f69bbed7 ）をご参照ください。
14	Q	保健所コードの提供を受けることは可能か。
	A	原則として、保健所コードは匿名化済のものが提供されます。匿名化しない保健所コードの提供を希望される場合は、必要性や使用目的・方法について様式 1 に明記いただきますようお願いいたします。なお、審査にて必要性等が認められない場合、提供不可となる可能性がありますので、予めご了承ください。
15	Q	保健所支所コードの提供を受けることは可能か。
	A	保健所支所コードは提供していません。
16	Q	患者所在地、患者住所地の情報の提供を受けることは可能か。
	A	可能です。詳しくは別添 8 をご参照ください。
17	Q	患者所在地、患者住所地にはどのような住所が記載されているか。
	A	「患者住所地」、「患者所在地」の欄には、住民票の住所、実際に居住している住所、入所施設・寮等の住所が入力されています。
18	Q	医療機関コード、保健所コード、患者所在地、患者住所地の情報を二次医療圏に変換したうえで提供を受けることは可能か。
	A	必要性が小委員会の審査で認められれば可能ですが、申出者様において変換マスタを準備いただく必要があります。なお、変換しない場合と比較して、手数料が増えることが予想されます。

申出手続き・審査承諾後の手続きに関するご質問

1	Q	様式 5（誓約書）の署名や押印は必要か。
	A	匿名感染症関連情報の第三者提供にあたっては、捺印・署名は不要のため、記名のみで差し支えございませんが、捺印・署名と同等のプロセスを経て、提供申出者の代表者又は管理者本人の承諾の下でご提出いただきますようお願いいたします。
2	Q	連結審査の結果、各窓口で審査結果が異なった場合の手続きはどのように行うか。
	A	すべての審査で「承諾」となった場合にデータ提供が可能となります。いずれかの審査で「承諾」以外の結果となった場合は、各事務局からの指摘事項に対応いただきますようお願いいたします。
3	Q	手数料免除の可否はいつわかるのか。
	A	手数料免除申出書を事務局が受領した後、要件等を確認し、可否についてお知らせいたします。 （要件等の確認については、提供申出の審査結果が承諾されている必要があります）
4	Q	公表前確認はいつ依頼すればよいか。
	A	公表前確認には一定のお時間をいただきますので、公表を予定する日から起算して、最低でも 2 週間（連結案件については 3 週間）は確保していただくようお願いいたします。

iDB利用環境に関するご質問

1	Q	外部ネットワークへの接続は禁止されているが、ソフトウェアライセンスキーの更新やソフトウェアのアップデートなどのために外部ネットワークへ接続したい場合はどのようにすればよいか。
	A	外部ネットワークの必要がある場合、別添2-3又は別添2-3の付属資料として、外部ネットワーク接続に関する手順書を作成いただく必要があります。